

秋田県農業水利施設活用小水力等発電推進協議会規約

平成 26 年 9 月 30 日制定

平成 30 年 3 月 12 日改正

令和 3 年 7 月 5 日改正

(名称)

第 1 条 この協議会は、秋田県農業水利施設活用小水力等発電推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協議会は、主たる事務所を秋田市高陽幸町 3 番 3 7 号 秋田県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という。）に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、農業水利施設を活用した小水力等発電を総合的に推進し、農村地域資源の有効活用と再生可能エネルギー供給システムの実現を図るとともに、農業・農村の活性化と持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 小水力等発電に関する情報収集、調査、研究、連絡調整、普及啓発
- (2) 小水力等発電に関する施策等の検討
- (3) 小水力等発電マスタープランの更新、活用
- (4) 発電施設導入、維持管理、会計運営に係る技術者育成などの技術力向上支援や協議調整並びに各種手続きに関する指導・助言
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(協議会の会員)

第 5 条 協議会の会員は、秋田県内の市町村や土地改良区等のうち、この協議会の趣旨に賛同する者と秋田県及び土地連とする。

(会員の加入・脱退)

第 6 条 協議会の加入・脱退は、その事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

(会費)

第 7 条 協議会の会費は、これを徴収しないものとする。ただし、事業実施に必要な経費が発生する場合は、事業参加会員から負担金を徴収するものとする。

(届出)

第 8 条 会員は、代表者並びに委員に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員の定数及び選任)

第9条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、秋田県土地改良事業団体連合会専務理事をもって、これを充てる。

3 副会長は、秋田県農林水産部農山村振興課長をもって、これを充てる。

(役員の職務)

第10条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(総会の開催及び議決)

第11条 協議会の総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 総会の議長は、会長が務めるものとする。

3 総会は、毎年1回以上開催する。

4 総会は、会員数の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決するところによる。

(総会の招集)

第12条 総会は会長が招集する。

(総会の権能)

第13条 総会は、協議会の運営に関する重要な事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告に関すること。

(3) 規約の制定及び改正に関すること。

(4) 第4条の事業の実施に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第15条 会務の執行を補佐するため、事務局を置く。

2 事務局は次に掲げるものをもって組織する。

(1) 秋田県

(2) 土地連

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この規約は、令和3年7月5日から施行する。